

小牧市緑化推進協議会緑化推進活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市緑化推進協議会緑化推進活動助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。
(助成金の目的)

第2条 助成金は、小牧市緑化推進協議会（以下「協議会」という。）の会員（以下「会員」という。）自らが行う緑化活動（以下「活動」という。）に対して交付することにより、市内の緑化の推進及び保全を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共的な場所 不特定多数が立ち入ることができる場所をいう。
- (2) 活動 小牧市内で行う公共的な場所への花植えに係る活動をいう。
- (3) 団体 協議会の会員5人以上で構成し、活動の責任を負う代表者及びその代表者を補佐する副代表者を設置している団体名を有する組織のことをいう。

(助成対象)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、前条第3号に掲げる団体で、政治活動及び宗教活動を目的としないものとする。

2 助成の対象となる活動は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 会員自らが行う市内にある公共的な場所で行う活動
- (2) 活動場所の所有者の許可を得ている活動
- (3) 国又は地方公共団体等から、類似の補助金又は助成金を受けていない活動
- (4) 実施年度の2月末日までに完了する活動

3 前項の規定にかかわらず、小牧市緑化推進協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた活動については、助成の対象とする。

（助成対象経費）

第5条 助成の対象経費は次のとおりとする。

- (1) 原材料購入費用
- (2) 活動に係る傷害保険加入費用
- (3) その他会長が必要と認めるもの

（助成の金額）

第6条 助成金は、予算の範囲内において、前条に定める経費について対象者に交付する。1団体当たり年1回とし、その最高限度額は2万円とする。

（交付の申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を助成金の交付を受けようとする年の6月30日までに会長に提出するものとする。

- (1) 小牧市緑化推進活動助成金交付申請書（様式第1）
- (2) 団体名簿（様式第2）
- (3) 緑化活動実施に係る見積書（様式第3）
- (4) 土地所有者の承諾書（様式第4）
- (5) 活動実施箇所を示す図面

（交付決定）

第8条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、小牧市緑化推進活動助成金交付決定通知書（様式第5）により、交付の可否について申請者に通知する。ただし、会長が特に必要と認める場合は、役員会で審査し、決定することができるものとする。

（助成金の概算払い）

第9条 助成金は、前条の交付の決定を受けた申請者から、請求書（様式第6）が会長に提出された後に、その全額を支払うものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、活動が完了したときは、完了した日から起算して15日以内または、2月末日のいずれかの早い時期に、次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

(1) 小牧市緑化推進活動助成金実績報告書（様式第7）

(2) 緑化活動実施に係る領収書の写し

（助成金の返還）

第11条 申請者は、活動完了時に、助成金の額が緑化活動実施に係る経費を上回っている場合は、速やかにその額を協議会へ返還するものとする。

（交付決定の取消等）

第12条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽り、その他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) その他交付決定の内容に違反したとき。

（助成金の返還）

第13条 会長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、申請者に対し、取り消しに係る部分に関する返還を命ずるものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

様式第 1 (第 7 条関係)

小牧市緑化推進協議会緑化推進活動助成金交付申請書

年 月 日

(宛先)小牧市緑化推進協議会会長

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

代表者連絡先

次のとおり活動を行いたいので、小牧市緑化推進協議会緑化推進活動助成金交付要綱第 7 条の規定により、 年度において助成金 円を交付されるよう申請します。

1 助成活動の名称

2 助成活動の目的

3 助成活動の内容

4 助成活動の実施予定期間 着手 年 月 日

完了 年 月 日

5 その他の必要書類

①団体名簿(様式 2)

②緑化活動実施に係る見積書(様式 3)

③土地所有者の承諾書(様式 4)

④活動実施箇所を示す図面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 2 (第 7 条関係)

団 体 名 簿

団体名 _____

代表者氏名 _____

番号	氏名	住所	電話	備考
1				代 表 者
2				副 代 表 者
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
1 0				
1 1				
1 2				
1 3				
1 4				
1 5				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第3（第7条関係）

緑化活動実施に係る見積書

団体名 _____

代表者氏名 _____

（単位：円）

品名	見積額	内容	備考
合計			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第7条関係）

土地所有者の承諾書

年 月 日

（宛先）小牧市緑化推進協議会会長

住 所

氏 名

連絡先

下記事業の実施に伴う土地の使用について、承諾します。

記

- 1 土地の所在
- 2 使用期間
- 3 使用団体名
- 4 実施事業名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 5 (第 8 条関係)

小牧市緑化推進協議会緑化推進活動助成金交付決定通知書

年 月 日

様

小牧市緑化推進協議会会長

印

年 月 日付けで申請のあつた助成金については、次のとおり交付することに決定したので、要綱第 8 条の規定により通知します。

なお、助成金に余剰金が発生した場合は、要綱第 11 条の規定により速やかに協議会へ返還すること。

1 助成金の額 金 円

2 助成事業の名称、目的及び内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 6 (第 9 条関係)

請 求 書

金 円也

ただし、 年度小牧市緑化推進協議会緑化推進活動助成金
として上記金額を請求します。

年 月 日

団 体 名

住 所

代表者氏名

代表者連絡先

(宛先) 小牧市緑化推進協議会会長

振込み先

金融機関名	預金の種類	口座番号	口座名義 (フリガナ)
支店			

(委任欄：口座名義が異なる場合は記名をお願いします。)

上記口座名義人に受領を委任します。

団 体 名

代表者氏名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第7（第10条関係）

小牧市緑化推進協議会緑化推進活動助成金実績報告書

年 月 日

（宛先）小牧市緑化推進協議会会長

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

代表者連絡先

年 月 日付けで交付決定通知を受けた事業が完了したので、小牧市緑化推進協議会緑化推進活動助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の実施期間
- 3 助成事業の成果

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。